

## 第4回 重要文化財等の総合的な防災対策のあり方に関する検討会 議事概要

日時：令和7年11月20（木）13:00～14:30

場所：文化庁京都庁舎本館1階記者会見室

※事務局から資料に基づき説明がなされた後、委員はじめ出席者間において、主に以下の意見交換がなされた。

### 【国指定等文化財（建造物）の防火対策】

- 水源の確保について加えてほしい。例えば、耐震化貯水槽の設置、初期消火に係るポンプ室の設置、可搬ポンプの設置等が挙げられる。
- 防災計画について、具体的な説明を加え、重要性を強調してほしい。個別のリスクをしつかり見極め、最も効果的な設備の整備や体制構築を行うことが、令和元年に策定された「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」の一番重要な部分だったはずだが、防災計画の重要性が現場に浸透していないと感じている。
- 易操作性消火栓、放水銃、ドレンチャーが並列に記載されているが、優先順位は圧倒的に易操作性消火栓が高いため、書きぶりの修正が必要だと思う。
- 現在の書きぶりでは、どんな場合でも熱感知器よりも煙感知器の方が優れているように読めてしまうので、修正してほしい。襖などがある和室は熱感知器でも早く感知できるし、縁の下の放火を熱感知器で早く感知できた事例もある。防災計画を踏まえた設備の選択が重要。
- 2ページの「防火設備の老朽化対策等の完了」について、老朽化前と同水準に戻せば良いのか、アップグレードを図るべきか、スタンスを示した方が良い。
- 6ページの「防火管理体制の実効性の確保」について、「所轄消防の指導を得て」とあるが、指定管理者に対しては、所轄消防は指導の権限がない。また、具体性を欠くので、「防災に関しては一括発注ではなくて部分発注や仕様発注すること」など追記すべき。

### 【国指定等文化財（建造物）の耐震対策】

○現在のフルスペックの対策だけでなく、現実的な対応として、より簡易な補強方法の提示や、段階的な整備の方針を示す必要はないか検討してもらいたい。

#### 【史跡・名勝・天然記念物の水害・老朽化対策】

○自然斜面と人工的な斜面（法面）の両者を区別して書くと分かりやすいし、両者で対策方法も変わってくる。

○法面について、石垣の躯体、遺構の中には基本的には水を入れないという対策が重要と考える。例えば、上面に遮水シートを入れる、あるいは透水性の低い粘土層を施工するといった対策について記載した方が良い。

○山城などでは、常に管理者が中に入つて見ることができないので、「高度な計測」は実施が難しい。自動計測という技術が活用されているところもあるので、これを盛り込むかどうか検討してもらいたい。

○自然斜面は、広範囲に及ぶため物理的な対策は難しい面があるが、土木技術者の踏査により、一時的な斜面の状況や危険度等の評価が可能であるため、記載に加えてほしい。

○雨水対策について細かく対策の方向性を示されているが、雨水には表面水と浸透水の2種類があり、表面水に対してはできるだけ迅速に排水する設備を考える必要がある。遺構の中での浸透水の対応は難しいので、とにかく浸透させないよう表面で遮水するという方法が望ましい。

#### 【国指定等文化財（美術工芸品）の水害・老朽化対策】

○美術工芸品については、文化財の類型によって、あまりにも多岐にわたるので全ては書けない等あると思うが、記載量が少ないと、課題が少ないと印象を与えかねないので、他の分野の記載量に近づけてほしい。当たり前と思われることであっても、文化庁からのメッセージとして訴える必要がある。

○防災計画の策定は建造物と同様に重要。

○地震直後は無事でも、その後の余震で転倒したこと也有ったことから、繰り返し起こる被害の対策についても書いてもらいたい。収蔵庫の直ぐ後ろが法面であるところもあるので、他分野の記載内容で取り入れられる内容は加筆してほしい。

○洪水対策について加えた方が良い。海外のように水没危険のない区域に移していくことを支援していくことが必要ではないかと考える。

○水没対策に関する記載を加えた方がよいのではないか。

#### 【重要伝統的建造物群保存地区の防災対策】

○首里城火災以降、熱感知器から煙感知器にシフトしている。老朽化対策と言うと、従来の分布型熱感知器になってしまいのではないかと思う。新型への切り替えを促すような書きぶりが良いと思う。

○近年、林野火災や密集市街地の火災が頻発しているが、伝建地区でもこれらの火災が起こらないように対策をとる必要がある。防火区画や適度な空地、細い道でも消防が表裏からアクセスできる、といったことが重要。「防災計画の策定」の中に含まれているという整理かもしれないが、具体例を示した方がよいのではないかと思う。

#### 【その他】

○1ページの「対応プラン」が何を指すのか明確にした方が良い。また、「進捗状況を確認する」の部分についても、進捗状況の確認結果を踏まえた、文化庁による指導や支援といった文言が必要ではないか。

○一時退避スペースについて、文化財の場合も施設の規模に応じた退避スペースを考える必要がある。基本的には車いす使用者が多くの健常者の流れに巻き込たれないように一時退避するスペースをいう。

○計画策定後、実効性を高めるために、文化財指導委員という非常勤の公務員をうまく活用して、浸透させていくとよい。

(以上)